

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
評議員会議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 定款の変更について

公益認定申請にあたり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に適合するよう定款の所要の変更を行うこと。

2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

尾縣 貢

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和5年11月30日（木）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事

尾縣 貢

令和5年11月27日、会長 尾縣貢 が評議員の全員に対して、書面により評議員会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和5年11月30日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び当財団定款第20条の規定に基づく決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和5年11月30日

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団